

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防 災 課)

一

告示

災害対策基本法による指定地方公共機関に関する告示の一部改正

(防 災 課)

三

号外 (七) 平成二十九年 四月 一日

規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十四号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二総務部の部管財班の項の次に次のように加える。

県庁舎建設班	総務部 県庁舎建設課 長	災害対策の応援に関すること。
--------	--------------------	----------------

別表第二清流の国推進部の部清流の国づくり政策班の項に次の一号を加える。

5 大学等高等教育機関との連絡調整に関すること。

別表第二環境生活部の部環境生活政策班の項第三号を次のように改める。

3 公民館等の災害対策に関すること。

別表第二環境生活部の部環境生活政策班の項の次に次のように加える。

環境企画班	環境生活部 環境企画課長	1 自然公園施設等の災害対策に関すること。 2 野生鳥獣リハビリセンターの災害対策及び連絡調整に関すること。
-------	-----------------	-----------------------------------------------------------

別表第二環境生活部の部自然環境保全班の項を次のように改める。

<p>県民生活班（県民生活相談センターを含む。以下同じ。）</p>	<p>環境生活部 県民生活課長</p>	<p>1 災害発生時における県民からの電話問合せ窓口に関すること。 2 生活必需物資の安定供給及び物価の安定対策に関すること。 3 災害対策用物資の確保等に関すること。</p>
-----------------------------------	-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第二環境生活部の部文化振興班の項を削り、同部統計班の項に次のように加える。

<p>文化創造班</p>	<p>環境生活部 文化創造課長</p>	<p>県有文化施設（文化創造課所管分）の災害対策に関すること。</p>
<p>文化伝承班</p>	<p>環境生活部 文化伝承課長</p>	<p>1 県有文化施設（文化伝承課所管分）の災害対策に関すること。 2 文化財等の災害対策に関すること。</p>

別表第二環境生活部の部県民生活相談センターの項を削り、同表健康福祉部の部健康福祉政策班の項第四号中「義援金品の募集、受付、配分等」を「義援物資の取扱い」に改め、同部の部医療整備班の項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項に次の四号を加える。

- 被災者に対する国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免に関すること。
- 被災者に対する国民健康保険の国及び県支出金の申請に関すること。
- 被災者に対する後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免に関すること。
- 災害による後期高齢者医療国庫支出金の申請に関すること。

別表第二健康福祉部の部医療福祉連携推進班の項事務分掌の欄を次のように改める。

- 衛生専門学校等の災害対策及び連絡調整に関すること。
- 希望が丘こども医療福祉センターの災害対策及び連絡調整に関すること。

別表第二健康福祉部の部業務水道班の項に次のように加える。

<p>地域福祉班</p>	<p>健康福祉部 地域福祉課長</p>	<p>1 社会福祉施設（地域福祉課所管分）の災害対策に関すること。 2 義援金の取扱いに関すること。</p>
--------------	-------------------------	------------------------------------------------------------

別表第二健康福祉部の部地域福祉国保班の項を削り、同表商工労働部の部労働雇用班の項事務分掌の欄を次のように改める。

- 被災者に対する生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の適用に関すること。
- 被災世帯に対する生活福祉資金等の融資に関すること。
- 災害救助の応援実施に関すること。

国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールの災害対策及び連絡調整に関すること。

別表第二商工労働部の部労働雇用班の項に次のように加える。

<p>産業人材班</p>	<p>商工労働部 産業人材課長</p>	<p>職業安定所との連絡調整に関すること。</p>
--------------	-------------------------	---------------------------

別表第二商工労働部の部産業技術班の項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の二号を加える。

- 情報科学芸術大学院大学の災害対策及び連絡調整に関すること。
- 情報産業施設の災害対策に関すること。

別表第二商工労働部の部新産業・エネルギー振興班の項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第一号とし、同部航空宇宙産業班の項事務分掌の欄を次のように改める。

災害対策の応援に関すること。

別表第二商工労働部の部観光誘客班の項を削り、同部国際班の項中「国際班」を「海外戦略推進班」に、「国際課長」を「海外戦略推進課長」に改め、同表教育部の部社会教育文化班の項を削る。

別表第三指揮総括チームの項中

「防災課長（原子力災害にあつては、危機管理政策課原 子力防災室長）」

を

「防災課長（原子力災害にあつては、危機管理政策課原 子力防災室長）」

同表避難所支援チームの項中「防災課防災対策監」を「防災課地域防災支援監」に、

平成二十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社